

指定管理者施設における労働環境モニタリング結果について

今年度実施した指定管理者施設における労働環境モニタリングについて、以下のとおり報告する。

1 目的

指定管理者施設が適正な労働環境のもとに管理運営されることにより、区民に対する良質の公共サービスを安定的に提供するため、社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施する。

2 調査対象

以下4施設を対象に、書類調査、現地及び本部調査ヒアリングを実施した。なお、調査対象外施設については、区からセルフチェックを依頼した。

No.	施設名	事業者名	所管課
1	療育センターアポロ園	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	子ども特別支援課
2	子ども発達センターたんぽぽ		
3	放課後デイサービスセンターみずいろ	特定非営利活動法人わかみやクラブ	
4	哲学堂公園・運動施設、上高田運動施設、妙正寺川公園運動広場	日本体育施設株式会社	スポーツ振興課

3 調査結果

6項目にわたる評価の結果、社会保険労務士から事業者に対して労働環境の整備に向けた改善提案が行われ、事業者から改善計画が提出された。

評価項目	主な改善提案	事業者の改善計画
1 雇用契約と協定等	○就業規則等について 就業規則に定められた始業終業時刻以外での勤務実態があったため、実際の勤務形態を反映した始業終業時刻を就業規則に全て記載すること。	令和4年3月までに、実態に即した就業時間を規程に明示し就業規則を改正する。

評価項目	主な改善提案	事業者の改善計画
1 雇用契約と協定等	<p>○36協定（時間外労働及び休日労働に関する協定）について</p> <p>非常勤職員の出席していない会議にて過半数代表者を選出していた。当該事業場に使用されているすべての労働者の過半数の意思を問うものとされているので、非常勤職員も出席する会議にて代表者を選出すること。</p>	<p>次回、36協定締結時、代表者の選出にあたっては、非常勤職員も出席する会議で過半数代表者を選出する。</p>
	<p>○就業規則の周知について</p> <p>ヒアリングにおいて、ネットワーク内に保管された就業規則の閲覧方法について知らないとの回答があった。閲覧方法について、すべての職員に周知すること。</p>	<p>新規採用時に行っているが、採用後においても就業規則等改正時に定期的に周知する。</p>
2 安全衛生関係	<p>○衛生推進者について</p> <p>衛生推進者の選任、周知がされていなかった。勤務している看護師1名を衛生推進者として選任し職場にて周知すること。</p>	<p>【A施設】</p> <p>令和4年3月までに、衛生推進者を選任し、周知する。</p> <p>【B施設】</p> <p>令和3年10月26日に、職員会議で選任し周知済み。</p>
3 労働時間	<p>○労働時間の適正管理について</p> <p>出勤簿が押印のみでの管理となっており、始業・終業時刻の記入がなかった。次のいずれかの方法により始業・終業時刻を確認・記録すること。</p> <p>ア 使用者（施設長等）が都度確認し、記録している。（現認）</p> <p>イ 物理的方法（タイムカード、ICカード、パソコン等の使用時間の記録等）により記録する。</p>	<p>【A施設】</p> <p>令和4年3月までに、ICカード等による物理的な始業・終業時刻確認・記録システム導入を検討する。システム導入までは、施設長による現認を行う。</p> <p>【B施設】</p> <p>令和4年5月までに、タイムカード、ICカードの導入を検討する。システム導入までは、施設長による現認を行う。</p>

評価項目	主な改善提案	事業者の改善計画
4 給与	<p>○割増賃金の計算について</p> <p>一定の勤務時間を超える時間外労働の実態があったが、実態に合わせた計算がされていないことを確認した。さらに1週40時間超の割増賃金、深夜割増賃金、4日を超える法定休日・所定休日労働賃金が計算されていないことを確認した。労働時間に合わせた賃金を支払う必要がある。規程を整備し適正な運用をすること。</p>	<p>令和4年10月までに、給与規程を整備し、適正な運用を行う。</p> <p>時間外労働の許可制を運用し、正しい労働時間に基づいて、時間外労働の計算を行い、賃金を支払う。</p>
5 各種保険加入手続	<p>○雇用保険の加入について</p> <p>雇用保険加入処理が入職後3か月後に行われていた。職員からの雇用保険被保険者証の提示遅れや、前職資格喪失手続未完了等のやむを得ない場合を除き、入社日以降法令で定められた期間内（翌月10日以内）に手続きすること。</p>	<p>次回、新規採用時に、適正に処理する。</p>
6 法定帳簿等の整備	<p>○賃金台帳について</p> <p>出勤簿の労働時間と賃金台帳の労働時間に相違がある。労働時間に合わせて適正に運用すること。</p>	<p>令和4年10月までに、適正に運用する。</p>